

1. 概要

住宅の敷地に供されている土地には、税の負担を軽減するため、住宅用地の課税標準の特例が適用されることになっています。

しかしながら、全国各地でこの適用が正しくなされていない事例が報告されたなか、平成 26 年 9 月に総務省から全国の自治体に対して、固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について通知が出されました。これらを受け、当該事案の有無について当町においても全域を調査したところ、一部の土地について住宅用地の課税標準の特例措置が正しく適用されず、固定資産税を過大に課税徴収していたことが判明したものです。

2. 住宅用地の特例とは

この特例は、住宅 1 戸につき 200 m²以下の部分を「**小規模住宅用地**」、200 m²を超える部分（床面積の 10 倍を限度）を「**一般住宅用地**」に区分し、区分ごとの価格に下表の割合をかけて課税標準額を軽減する措置です。

【住宅用地に対する課税標準額の各軽減割合】 ※範囲：床面積の 10 倍まで対象

区 分		課税標準額の算定
小規模住宅用地	住宅 1 戸につき 200 m ² まで	評価額の 6 分の 1 の額
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	評価額の 3 分の 1 の額

※併用住宅については居住部分の面積割合により適用内容が変わります。

3. 件数と返還額

課税誤り件数	75 件
返還合計金額	14,963,500 円
内訳（本税分）	12,453,200 円
（還付加算金等）	2,510,300 円

4. 返還に向けた対応

今回対象となる納税者の皆様には、訪問及び文書送付等により謝罪と説明を行いました。

返還金は地方税法の規定と町の要綱に基づき、合わせて過去 10 年の過大徴収額に加算金を加えた額となります。また、対象となられる方から納税通知書・課税明細書・領収書を提示していただき内容を確認できる場合は 20 年を限度に返還します。返還の時期については、12 月議会に補正予算を上程し議決後速やかに返還手続きを進めます。

5. 再発防止対策

今後、以下の方策を実施し再発を防止いたします。

- ①**点検の強化**：入力後のデータ照合確認を必ず実施し、入力誤りを防止します
- ②**連携の強化**：家屋担当と土地担当の連携体制の強化と徹底を図ります。
- ③**専門性の確保**：研修体制を充実し職員の資質向上に努めます。
- ④**家屋評価時の現場確認の徹底**：家屋や敷地はもちろんのこと、周辺の土地の現場確認も徹底します。
- ⑤**特例制度と申告書提出の周知**：住宅用地に関する特例制度について、納税者の皆様に広報紙

などを活用してお知らせし、家屋を新增築したときや家屋の用途変更、新たに隣接地を購入し住宅用地とした場合などに、所有者から申告書の提出をいただくことについて周知徹底を図ります。

- ⑥**定期的な検証作業の実施**：航空写真や地番図等のデジタルデータを活用し、検証作業を定期的 to 実施します。

6. 還付金詐欺にご注意下さい

該当する方には既にご連絡をしております。官公庁職員をかたる詐欺行為にご注意下さい。

【問合せ先】

御嵩町役場 税務課 資産税係

TEL:0574-67-2111 (内線:2152、2153)